

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

江別市立江別第二小学校 令和7年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

江別第二小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

江別第二小学校では、豊かな心と健やかな体を育成する教育を進め全ての子どもが笑顔あふれ希望に満ちた学校生活をおくりいじめの起こらない学校づくりを推進するため、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や、その後改定された「北海道いじめ防止基本方針」「江別市いじめ防止基本方針」を受け「江別第二小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

江別第二小学校
いじめ防止対策委員会
の役割や活動

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導係、学年代表、該当学級担当からなる「いじめ防止対策委員会」を設置しています。いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応します。いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、被害児童を守るために、全教職員で最善の策を講じます。

本校の
「いじめ未然防止プログラム」の活動

江別第二小学校では、年間を通していじめを未然に防ぐための計画的な取組を行っています。4つの項目（①校内における組織的な取組、②各学級における取組、③児童会活動との関連、④道德教育・人権教育・情報モラル教育との関連）ごとに月別目標や取組内容を明記し、組織全体で取組を推進できるようプログラムを作成しました。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先011-383-0015（学校代表電話）

『江別第二小学校いじめ防止基本方針』は、学校HPよりご覧になれます。

<http://www10.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id=0110013>

江別市教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
江別市教育委員会教育支援課	011-382-4044	祝日・年末年始を除く平日9～17時
心のダイレクトメール	江別市ホームページ専用フォームから https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/2915.html	